

了鳥取県公報

平成13年3月30日(金) **号外第**39号

每週火:金曜日発行

目 次

規	則	鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則(福祉保健課)	2
		鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)	8
		鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を	
		改正する規則(〃)	19
		鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則(〃)	19
		鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)	20

------ 公布された規則のあらまし -----

鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則

- 1 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け た者その他心身に障害を有する者及び介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加 を促進する目的で次の施設を利用するときは、その使用料又は利用料金を減免することとした。(第1条、 第2条、第4条~第6条、第8条、第9条関係)
- (1) 行政庁舎(県庁舎、総合事務所等)
- (2) 鳥取県立県民文化会館
- (3) 鳥取県営鳥取空港
- (4) 鳥取県産業技術センター
- (5) 鳥取県立米子コンベンションセンター
- (6) 鳥取県立農村総合研修所
- (7) 鳥取県立生涯学習センター
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 収納取扱店に収納代理郵便官署を加え、自動払込みによる歳入金の収納を行うことができるものとする こととした。(第2条、第14条、第18条の3関係)
- 2 口座振替又は自動払込み方法による収納事務については、指定金融機関等に対する納入通知書の送付に 代えて納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等を送付することができるものとすることとした。 (第14条関係)
- 3 口座振替又は自動払込みの方法による歳入金を収納する場合で、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、 領収証書を交付しないものとすることとした。(第27条関係)
- 4 統轄店及び指定出納取扱店の設ける勘定について、当座預金勘定を廃止し、別段預金勘定のみとするこ ととした。(第108条、第109条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲から日野総合事務所庁舎に事務所を有する部又は機関に係る電気、ガス等の料金の支払及び電話の料金の支払に関する事務を削除することとした。 (第2条関係)
- 2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

- 1 審査課に新たに指導検査室を設置することとした。(第2条、第4条、第5条関係)
- 2 会計課の分掌事務に収納代理郵便官署に関することを加えることとした。(第3条関係)
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

- 1 出納局に委任決裁制度を導入することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

規則

鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第39号

鳥取県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第1条 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後 部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。 正

孕

孕

第12条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)第3条の規定による行政財産の使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(1)~(4) 略

(使用料の減免)

- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心 身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で使 用させるとき。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定または要支援認定を受けた者の社会 参加を促進する目的で使用させるとき。

(7) 略

(使用料の減免)

第12条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年3月鳥取県条例第7号)第3条の規定による行政財産の使用料の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り、これを行うことができる。

正

前

(1)~(4) 略

(5) 略

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成5年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後 改 正 前

(利用料金の減免)

第13条 条例 5 条の規定による利用料金の<u>減免</u>(以下「<u>減免</u>」という。) <u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、</u> 当該各号に定めるところにより行う。

- (1) ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために 利用するとき 別表に定める額への減額
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心 身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利 用するとき 額への減額
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除 又は知事が別に定める額への減額
- 2 <u>減免</u>を受けようとする者は、様式第5号による申請 書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の減額)

第13条 条例 5 条の規定による利用料金の<u>減額</u>(以下「<u>減額</u>」という。)をすることができる場合は、ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合とし、その場合における減額後の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

2 減額を受けようとする者は、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

様式第5号(第13条関係) 様式第5号(第13条関係) 鳥取県立県民文化会館利用料金減免申請書 鳥取県立県民文化会館利用料金減額申請書 年 月 日 年 月 日 職氏名様 職氏名様 郵便番号 郵便番号 住 所 住 所 申請者 氏 A 申請者 氏 名 (A) 名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 電話番号 鳥取県立県民文化会館の利用料金の減免を受けたいので、次のとお 鳥取県立県民文化会館の利用料金の減額を受けたいので、次のとお り申請します。 り申請します。 施設名 施設名 利用目的 利用目的 前 年月日()午 時分から年月日()午 後 年月日()午 毎分から年月日()午 利用期間 時 分まで 利用期間 時 分まで 徭 減免理由 減免理由 備考 略 備考 略

(鳥取県立童謡館管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立童謡館管理規則(平成7年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前	
(利用料金の減免) 第10条 略 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受け ようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者 に提示しなければならない。ただし、多目的ホールを 利用する場合にあっては、この限りでない。	(利用料金の減免) 第10条 略 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受け ようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者 に提示しなければならない。	
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(着陸料等の減免) 第10条 略 2 略 3 条例第18条の規定による使用料の減免は、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより 行う。 (1) センタープラザで営利を目的としない国際交流 又は航空振興のための行事を行うとき 使用料の免 除	(着陸料等の減免) 第10条 略 2 略 3 条例第18条の規定により使用料の免除ができる場合 は、センタープラザで営利を目的としない国際交流又 は航空振興のための行事を行う場合とする。

- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 使用料の免除又 は知事が別に定める額への減額

4 🖹

4 略

(鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県産業技術センター条例施行規則(平成12年鳥取県規則第37号)一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後 改 正 前 (使用料又は手数料の減免) (使用料又は手数料の減免) 第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減 │第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減 免ができる場合は、次のとおりとする。 免ができる場合は、次のとおりとする。 (1)及び(2)略 (1)及び(2)略 (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心 身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で開 放施設等を利用するとき。 (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参 加を促進する目的で開放施設等を利用するとき。 (5) 略 (3) 略 2 略 2 略

(鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正)

第6条 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則(平成9年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に 改める。

改 正 改 正 前 (利用料金の減免) (利用料金の減額) 第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次 │第10条 条例第9条の規定による利用料金の減額をする の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ ことができる場合は、多目的ホール(条例別表の1の により行う。 1の(1)を適用する場合に限る。) 又は小ホールを専 ら準備又は練習のために利用する場合とする。この場 合において、減額後の利用料金は、別表のとおりとす (1) 多目的ホール (条例別表の1の1の(1)を適用 する場合に限る。) 又は小ホールを専ら準備又は練 習のために利用するとき 別表に定める額への減額 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心 身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利 用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める 額への減額 (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参 加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除 又は知事が別に定める額への減額

(鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成10年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(利用料金の減免) 第10条 略 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人 鳥取県観光事業団に提示しなければならない。ただし、 多目的ホール等を利用する場合にあっては、この限り	(利用料金の減免) 第10条 略 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受け ようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥 取県観光事業団に提示しなければならない。
<u>でない。</u> (1)及び(2)略	(1)及び(2) 略

(鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部改正)

第8条 鳥取県立農村総合研修所管理規則(昭和59年鳥取県規則第59号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に 改める。

孕 正 後 改 正 前 (使用料の減免) (使用料の減免) 第8条 条例第5条の規定による使用料の減免は、次に 第8条 条例第5条の規定による使用料の減免は、農業 の振興を図るため知事が特に必要があると認めた場合 掲げる場合に行う。 に行う。 (1) 農業の振興を図るため知事が特に必要があると 認めたとき。 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心 身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利 用するとき。 (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に よる要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参 加を促進する目的で利用するとき。 2 略 2 略

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第9条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

孕 正 孕 īF 前 (授業料等及び使用料の減免) (授業料等及び使用料の減免) 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等 の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又 使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使 使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用 用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表 料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の の右欄に定める事由に該当する場合とする。 右欄に定める事由に該当する場合とする。 授業料 授業料 区 分等又は 減 免 事 由 区 分等又は 減 免 事 由 使用料 使用料 鳥取県 施 設 (1) 社会教育団体その他の団体が社 鳥取県施 設(1) 社会教育団体その他の団体が社 立生涯 利用料 会教育活動として行う講習会、講演 立生涯 利用料 会教育活動として行う講習会、講演 学習セ 会、展示会その他の集会等(入場料 学習セ 会、展示会その他の集会等(入場料 ンター ンター 又はこれに類するものを徴収しない 又はこれに類するものを徴収しない ものに限る。) のために利用すると ものに限る。) のために利用すると き。 (2) 障害者の社会参加を促進すると (2) その他社会教育の振興を図るた 認められるとき。 め知事が特に必要があると認めたと (3) 要介護者等の社会参加を促進す ると認められるとき。 (4) その他社会教育の振興を図るた め知事が特に必要があると認めたと き。 略 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 逋

鳥取県規則第40号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。) が対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」と いう。) が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等 が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移 動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」 という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。 以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応 する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場 合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加 える。

改 正 後 改 正 前 目次 目次 第1章 略 第1章 略 第2章 収入 第2章 収入 第1節~第7節 略 第1節~第7節 略 第8節 郵便局の窓口における収入(第31条・第32 第8節 郵便振替による収入(第31条・第32条) 条) 第9節略 第9節 略 第3章~第12章 略 第3章~第12章 略 附則 附則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意 │第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3)略

(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、 指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納代理 郵便官署 (以下「指定金融機関等」という。)の事 務の取りまとめを行うものとして知事が指定したも のをいう。

(定義)

義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3)略

(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、 指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「指 定金融機関等」という。) の事務の取りまとめを行 うものとして知事が指定したものをいう。

(5)及び(6)略

(7) 収納取扱店 収納代理金融機関の店舗及び収納 代理郵便官署をいう。

(文書による納入の通知)

- 第14条 知事又は廨長は、調定をした場合には、直ちに 納入通知書(様式第1号)を作成して、納入者に送付 しなければならない。ただし、納入者から第18条の2 の規定による口座振替の方法又は第18条の3の規定に よる自動払込みの方法によって歳入を納付する旨の届 出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載 事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディ スクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確 実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。) をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22 年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常 郵便貯金(「以下通常郵便貯金」という。)をしている 指定金融機関等に直接送付しなければならない。
- 2 前項の納入通知書に記載され、又は磁気テープ等に 記録された金額は、これを改めることができない。
- 3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限に ついては、法令その他の定めがある場合を除くほか、 調定の日から20日以内において適宜の納付期限を定め るものとする。

(納入通知書の再発行及び訂正)

第16条 略

- 2 略
- 3 知事又は廨長は、納入通知書の記載事項又は磁気テー プ等に記録された事項に誤りがあることを発見したと きは、納入未済であるときは、直ちに訂正の手続きを し、納入済であるときは、その訂正を出納長又は出納 員に請求しなければならない。

(口座振替の方法による納付の方法)

第18条の2 指定金融機関等(収納代理郵便官署を除く。 以下この条において同じ。) に預金口座を設けている 納入者で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以 下「令」という。) 第155条の規定により口座振替の方 法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定 金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲 げる事項を知事又は廨長に届け出なければならない。 (1)~(4) 略

(自動払込みによる納付の方法)

第18条の3 収納代理郵便官署に通常郵便貯金をしてい る納入者で、令第155条の2の規定による郵便振替 (自動払込の取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令 第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限 (5)及び(6) 略

(7) 収納取扱店 収納代理金融機関の店舗をいう。

(文書による納入の通知)

第14条 知事又は廨長は、調定をした場合には、直ちに 納入通知書(様式第1号)を作成して、納入者に送付 しなければならない。ただし、納入者から第18条の2 の規定による口座振替の方法によって歳入を納付する 旨の届出があったときは、納入通知書をその者が預金 口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなけれ ばならない。

- 2 前項の納入通知書の金額は、これを改めることがで きない。
- 3 納入通知書に指定する納付期限については、法令そ の他の定めがある場合を除くほか、調定の日から20日 以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(納入通知書の再発行及び訂正)

第16条 略

- 2 略
- 3 知事又は廨長は、納入通知書の記載事項に誤りがあ ることを発見したときは、納入未済であるときは、直 ちに訂正の手続きをし、納入済であるときは、その訂 正を出納長又は出納員に請求しなければならない。

(口座振替の方法による納付の方法)

第18条の2 指定金融機関等に預金口座を設けている納 入者で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下 「令」という。) 第155条の規定により口座振替の方法 によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金 融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げ る事項を知事又は解長に届け出なければならない。

(1)~(4) 略

る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)に よって歳入を納付しようとするものは、当該収納代理 郵便官署に対する自動払込みの依頼に併せて、次に掲 げる事項を知事又は廨長に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名
- (2) 自動払込みの方法により納付しようとする歳入 の内容
- (3) 通帳の記号番号
- (4) その他知事が特に必要と認める事項

(口頭その他の方法による納入の通知に係る納付の方法) 第18条の4 略

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、<u>次に</u>掲げる場合には、歳入 金を収納することができる。

- (1)及び(1の2) 略
- (2) 取りまとめ郵便局から<u>窓口において収納した歳</u> 入金に係る領収済通知書の送付を受けたとき。
- (3)略
- (4) 知事又は解長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。
- 2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、前項第4号の規定に該当する場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。
- 3 指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官署は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。
- 4 前項の規定による歳入金の納付は、県内で歳入金の納付を受けた場合にあってはその領収の日の翌日(前項ただし書の規定により納付する場合にあっては翌々日とし、これらの日に歳入金を納付することが困難であると知事が認めた場合にあっては、知事が定める日とする。)までに、県外で歳入金の納付を受けた場合にあっては速やかにしなければならない。
- 5 指定金融機関は、第1項の規定により歳入金<u>(磁気</u> テープ等に係る歳入金を除く。)を収納したとき、又

(口頭その他の方法による納入の通知に係る納付の方法) 第18条の3 略

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、次の各号に掲げる場合には、 歳入金を収納することができる。

- (1)及び(1の2)
- (2) 取りまとめ郵便局から領収済通知書の送付を受けたとき。
- (3)略
- (4) 知事又は解長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による納入通知書の送付があったとき。
- 2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、 これを領収<u>のうえ、</u>領収証書を納入者に交付しなけれ ばならない。
- 3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。

- 4 前項の規定による歳入金の納付は、県内で歳入金の納付を受けた場合にあってはその領収の日の翌日(翌日に歳入金を納付することが困難であると知事が認めたときは、知事が定める日)までに、県外で歳入金の納付を受けた場合にあっては速やかにしなければならない。
- 5 指定金融機関は、第1項の規定により歳入金を収納 したとき、又は第3項の規定による納付があったとき

は第 3 項 (同項ただし書を除く。) の規定による納付があったときは、収納証票送付書 (様式第12号)に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店に送付しなければならない。

6 指定金融機関は、第14条第1項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7 略

第8節 郵便局の窓口における収入

(郵便局の窓口における収納)

第31条 知事は、<u>郵便局の窓口において</u>郵便振替口座に 歳入金の納付があった場合において、取りまとめ郵便 局から領収済通知書に、公金振替払込高通知書を添え て送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続 きをしなければならない。

2 略

3 代理署名人に指定された指定金融機関は、<u>郵便局の</u> 窓口において収納した歳入金について、</u>郵便振替払込 金受払整理簿(様式第45号)を備えなければならない。

(領収済通知書等の亡失又は損傷)

第37条 略

- 2 知事又は廨長は、収納記録磁気テープ等又は収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票を亡失し、又は損傷をしたときは、統轄店に当該収納記録磁気テープ等に記録されていた内容と同じ内容を記録した磁気テープ等又は統轄店が保管している収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票の写しの交付を請求しなければならない。
- 3 統轄店は、<u>第1項</u>の証明書の交付をしたときは、関係の帳簿及び証拠書類にその旨を記載しなければならない。

第48条 略

2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、<u>別段預金勘定から資金を払い出し、</u> 指定出納取扱店に交付するとともに、資金交付済通知 書(様式第16号)を出納長に送付しなければならない。

第56条 略

2 略

は、収納証票送付書(様式第12号)に、収納金集計票 及び領収済通知書を添えて統轄店に送付しなければな らない。

6 略

7 統轄店は、歳入金の納付を受けたとき、又は第5項 の規定により領収済通知書の送付を受けたときは、別 に定めるものを除くほか、領収済通知書を知事及び出 納長に送付しなければならない。

第8節 郵便振替による収入

(郵便振替による収納)

第31条 知事は、郵便振替口座に歳入金の納付があった場合において、取りまとめ郵便局から領収済通知書に、公金振替払込高通知書を添えて送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続きをしなければならない。

2 略

3 代理署名人に指定された指定金融機関は、郵便振替 払込金受払整理簿(様式第45号)を備えなければなら ない。

(領収済通知書の亡失又は損傷)

第37条 略

2 統轄店は、<u>前項</u>の証明書の交付をしたときは、関係 の帳簿及び証拠書類にその旨を記載しなければならな い。

第48条 略

2 統轄店は、前項の規定により資金交付指示書の送付を受けたときは、<u>歳出金の口座</u>から資金を払い出し、 指定出納取扱店に交付するとともに、資金交付済通知 書(様式第16号)を出納長に送付しなければならない。

第56条 略

2 略

た統轄店は、これを出納長に送付するとともに、取消 額に相当する額の現金を別段預金勘定に戻し入れなけ ればならない。

(指定出納取扱店等における隔地払)

- 第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支 払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資 金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払 通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しな ければならない。
- 2 前項の場合において、支払場所が知事が指定した区 域以外の地であるときは、別段預金勘定への受入れの 後直ちに払い出し、適宜の方法により送金しなければ ならない。

第63条 略

- 2 略
- 3 指定出納取扱店は、前項の規定による通知を受けた とき、又は自ら債権者に支払をしたときは、別段預金 勘定から払出しの整理をするとともに、出納取扱店か ら送付された歳出金支払通知書等及び自ら支払をした ものに係る歳出金支払通知書等を支出振替金払出しの 証拠書類として保管しなければならない。

(預託金の手続)

- 第103条 統轄店は、出納長から他の金融機関に預金 (以下「預託金」という。)をすることについて通知 を受けたときは、預託金の口座に組み替え、別段預金 勘定から指定の金融機関に払出しの手続きをしなけれ ばならない。
- 2 統轄店は、出納長から前項の預託金の戻入れについ て通知を受けたときは、預託先の金融機関から別段預 金勘定への戻入れの手続をしなければならない。
- 3 統轄店は、前2項の整理をするため、預託金整理表 により預託先の金融機関別に払出し及び戻入れの整理 をしなければならない。

(統轄店等の出納事務の区分)

第108条 統轄店及び指定出納取扱店は、それぞれ別段 預金勘定を設け、次の区分により出納事務を取り扱わ なければならない。

(1)及び(2)略

2 略

第109条 削除

3 第1項の規定により支払取消済通知書の送付を受け │ 3 第1項の規定により支払取消済通知書の送付を受け た統轄店は、これを出納長に送付するとともに、取消 額に相当する額の現金を歳出金の口座に戻し入れなけ ればならない。

(指定出納取扱店等における隔地払)

- 第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支 払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資 金を支出振替金の口座に受け入れるとともに、歳出金 支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付 しなければならない。
- 2 前項の場合において、支払場所が知事が指定した区 域以外の地であるときは、支出振替金の口座への受入 れの後直ちに払い出し、適宜の方法により送金しなけ ればならない。

第63条 略

- 2 略
- 3 指定出納取扱店は、前項の規定による通知を受けた とき、又は自ら債権者に支払をしたときは、支出振替 金の口座から払出しの整理をするとともに、出納取扱 店から送付された歳出金支払通知書等及び自ら支払を したものに係る歳出金支払通知書等を支出振替金払出 しの証拠書類として保管しなければならない。

(預託金の手続)

- 第103条 統轄店は、出納長から他の金融機関に預金 (以下「預託金」という。)をすることについて通知 を受けたときは、預託金の口座に組み替え、当座預金 勘定から指定の金融機関に払出しの手続きをしなけれ ばならない。
- 2 統轄店は、出納長から前項の預託金の戻入れについ て通知を受けたときは、預託先の金融機関から戻し入 れ、預託金の口座から払出しの手続をしなければなら ない。
- 3 統轄店は、前2項の整理をするため、預託金整理表 により預託先の金融機関別に口座を設け、払出し及び 戻入れの整理をしなければならない。

(統轄店等の出納事務の区分)

- 第108条 統轄店及び指定出納取扱店は、次の区分によ る口座を設け、出納事務を取り扱わなければならない。 (1)及び(2)略
- 2 略

(預金勘定)

第109条 指定金融機関は統轄店に、当座預金勘定及び 別段預金勘定を設け、県の預金を区分して整理しなけ ればならない。

(契約保証金に代わる担保)

第113条 令第167条の16第2項において準用する令第16 │ 第113条 令第167条の16第2項において準用する同令第 7条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代え て提供させることができる担保は、国債、地方債のほ か、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2)略

(3)略

2 国債、地方債及び前項第2号に規定する小切手は、 その金額に、その他のものは、前月平均市場価格10分 の8に相当する額にこれを換算する。

(収入の証拠書類)

第139条 収入の証拠書類として保管する書類は、次に 掲げるとおりとする。

(1)~(5) 略

- (6) 収納記録磁気テープ等の内容を出力した帳票
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- 2 収入調書には次に掲げる書類を添えなければならな 61.

(1)及び(2)略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過処置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかか わらず、鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福 祉部を廨とみなし、この規則の規定を適用する。この 場合において、第5条第2項の規定による出納員には、 総務福祉課長の職にある者をもって充てる。鳥取県予 算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の規定の摘要に ついても、また同様とする。

- 2 当座預金勘定は、指定出納取扱店において取り扱う 県に属する現金による受け払いを整理すべき勘定とす
- 3 別段預金勘定は、知事が別に定めるところにより預 金の受払を整理すべき勘定とする。

(契約保証金にかわる担保)

167条の7第2項の規定により契約保証金の納付にか えて提供させることができる担保は、国債、地方債の ほか、次の各号に掲げるものとする。

(1)略

(2) 資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第 7条第1項第9号に規定する金融債

(3)略

(4) 略

2 国債、地方債及び前項第3号に規定する小切手は、 その金額に、その他のものは、前月平均市場価格の10 分の8に相当する額にこれを換算する。

(収入の証拠書類)

第139条 収入の証拠書類として保管する書類は、次の 各号に掲げるとおりとする。

(1)~(5)略

(6) 略

(7)略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

2 収入調書には次の各号に掲げる書類を添えなければ ならない。

(1)及び(2)略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過処置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかか わらず、鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福 祉部及び鳥取県西部健康福祉センター日野地域保健福 祉部を廨とみなし、この規則の規定を適用する。この 場合において、第5条第2項の規定による出納員には、 それぞれ総務福祉課長の職にある者をもって充てる。 鳥取県予算規則(昭和39年6月鳥取県規則第36号)の 規定の適用についても、また同様とする。

別表第1(第2条、第5条関係)

機		Ą	戠	
鳥取県東京事務所	副	F	沂	長
鳥取県大阪事務所	商	工観	光調	長
鳥取県日野総合事務所	県国	局系	総務記	果長
略				
鳥取県西部県税事務所	総	務	課	長
鳥取県男女共同参画センター	主			幹
略				
鳥取県米子地方農林振興局	総	務	課	長
鳥取県立農業大学校	総	務	課	長
略				
鳥取県米子土木事務所	総	務	課	長
鳥取県姫路鳥取線用地事務所	次			長
略	•			

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委 任 事 務
略	略
鳥取土木事務所	県営住宅家賃及び敷金の一部の収納
	に関する事務
倉吉土木事務所	県営住宅家賃 <u>及び敷金</u> 並びに港湾
	│ ├ 施設に係る使用料の一部の収納に
米子土木事務所	関する事務
略	略

別表第1(第2条、第5条関係)

機 関		耶	韱	
鳥取県東京事務所	総	務	課	長
鳥取県大阪事務所	商	工観	光課	長
略				
鳥取県西部県税事務所	総	務	課	長
略				
鳥取県米子地方農林振興局	総	務	課	長
鳥取県日野地方農林振興局	総	務	課	長
鳥取県立農業大学校	総	務	課	長
略				
鳥取県米子土木事務所	総	務	課	長
鳥取県根雨土木事務所	総	務	課	長
鳥取県姫路鳥取線用地事務所	次			長
略				

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委 任 事 務
略	略
鳥取土木事務所	県営住宅家賃、敷金及び割増賃料の
	一部の収納に関する事務
倉吉土木事務所	県営住宅家賃、敷金及び割増賃料
	│
米子土木事務所	部の収納に関する事務
略	略

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。 様式第10号を次のように改める。

<u></u>																			
忒弗	10두	号(:	第27第	条関係)														
その	1																		
					収	納		金		払		込		書					
							(鳥	取	県	公	金)								
																年	Ε	月	E
	鳥耳	収県:	指定的	金融機	関														
				銀行		店御	<u>中</u>												
		鳥	取県排	指定代	理金融機	関(鳥	取県に	収納代	辻理 会	金融村	幾関・	鳥取	双県収	网納代	理郵	更官署	引)		
																			E
	٦	下記	のとる	おり、	鳥取県公	金を払	い込る	みます	۲。										
収	糾	内	日		———	<u> </u>	月	—————————————————————————————————————											
会	計	X	分	領収	₹ 済通知書		金											額	
_	般	会	計			i												i	
特	別	숲	計																
歳入	歳出	∐外∓	見金																
合			計						-										
					ЦΣ	納	(皀							書					
	鳥耶	収県:	指定伯	弋理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	ı			便官	署)			
	鳥耶	双県:	指定任	代理金	融機関((鳥	取	県	公	金)	ı			便官	署)	A=		LCD.
	鳥耶	双県:	指定位	大理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	ı			便官	署)	領	収日付	印
	鳥耳	双県:	指定任	大理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	ı			便官	署)	領	収日付	t ED
	鳥耶	双県:	指定位	大理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	ı			便官	署)	領	収日付	卸
	鳥耶	双県:	指定化	代理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	双果似	又納代	定理郵			領	収日付	印
	鳥耶	双県:	指定(大理金	融機関(鳥取県	(鳥	取	県	公	金)	双果似	又納代					収日付	TO
					融機関(鳥取県 御中	(鳥	取	皇	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関		収日付	
	7	下記(のとる		融機関(鳥取県 御中 金を領	(鳥収納1	取 代理3 した	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関		収日付	
ЧХ	T A	下記	のとる	おり、	融機関(鳥取県公 年	鳥取県 御中 金を領	(鳥収納)	取 代理会 した 日	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関			Æ
収会	為	下記(<u>内</u> 区	のと 日 分	おり、	融機関(鳥取県 御中 金を領	(鳥収納1	取 代理会 した 日	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関		収日付 額 :	Æ
収会	計般	下記内区会	のとる 日 分 計	おり、	融機関(鳥取県公 年	鳥取県 御中 金を領	収納の	取 代理会 した 日	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関			Æ
収会一特	計般別	下記 桝 区 会 会	のとる 日 分 計 計	おり、	融機関(鳥取県公 年	鳥取県 御中 金を領	収納の	取 代理会 した 日	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関			Æ
収会	計般別	下記 桝 区 会 会	のとる 日 分 計 計	おり、	融機関(鳥取県公 年	鳥取県 御中 金を領	収納の	取 代理会 した 日	県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公	金)	双果似	又納代	定理郵		幾関			Æ

収 納 金 払 込 書(磁気テープ等専用)(鳥 取 県 公 金)

年 月 日

鳥取県指定金融機関

統轄店 御中

鳥取県指定代理金融機関(鳥取県収納代理金融機関・鳥取県収納代理郵便官署)

印

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

ЦΣ	納	日		年	月	日						
種		別	件		数		金				額	円
				i !								

収 納 金 領 収 書(磁気テープ等専用)(鳥 取 県 公 金)

鳥取県指定代理金融機関(鳥取県収納代理金融機関・鳥取県収納代理郵便官署)

御中

領収日付印

鳥取県指定金融機関

統轄店

下記のとおり、鳥取県公金を領収しました。

収	納	日		年	月	日							
種		別	件		数		金					額	円

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2(第27条関係)

納 金 報 告

(鳥 取 県 公 金)

年 月 日

鳥取県指定金融機関

統轄店 御中

鳥取県指定金融機関

銀行 印 店

下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。

収	納	日		年	月	日						
種		別	件		数		金				額	円
										! !		

収 納 金 報 告 書(原符) (鳥 取 県 公 金)

年 月 日

鳥取県指定金融機関

御中 統轄店

鳥取県指定金融機関

銀行 店

下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。

収	納	日		年	月	日						
種		別	件		İ	数	金				額	円
						i			!	İ	 	

様式第17号の裏面を次のように改める。

(裏面)

注 意 事 項

1 受取人は、この通知書を表面に記載された金融機関の次の店舗に持参し、記名押印して現金をお受け取りください。

ただし、受取人が住所若しくは氏名を変更したとき、又は記載している住所若しくは氏名に誤りがあるときは、支払ができませんので、鳥取県出納局(電話番号)に連絡してください。

金融機関名受取店舗名

- 2 受取人が県外に在住する場合で小切手が同封されているときは、その小切手で受領してください。
- **3** 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、本人が下記の委任状に必要な事項を記入し、記名押印するか、又は別に委任状を差し出してください。

なお、給与(退職手当を含みます。)については、代理人への受領の委任はできませんので、必ず本 人が受領してください。

- **4** 印紙税法の規定により印紙税を納めることになっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消印してください。
- 5 この通知書の発行の日から1年を経過したときは、金融機関は支払をいたしませんから注意してください。
- **6** この通知書を亡失したときは、金融機関に支払を停止させる必要がありますので、直ちにその旨を鳥取県出納局に連絡してください。

この場合、その支払がまだなされていないときは、出納局の指示によりこの通知書の再発行請求を行ってください。

委 任 状

表面の支払額の受領を

に委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

備考 歳入金又は歳入歳出外現金から支払をするときは、「歳出金」の部分を「歳入金」又は「歳入歳出 外現金」として使用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第41号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(事務の範囲)

- 第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等 集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のと おり定める。
 - (1) 部又は機関(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。)のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎及び八頭総合事務所庁舎に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務
 - (2)及び(3)略
 - (4) 部又は機関のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、 中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎及び八頭 総合事務所庁舎に事務所を有するものに設置する電 話の料金の支払に関する事務

(事務の範囲)

- 第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等 集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のと おり定める。
 - (1) 部又は機関(鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。)のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務
 - (2)及び(3)略
 - (4) 部又は機関のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、 中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総 合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有 するものに設置する電話の料金の支払に関する事務

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第42号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 孙 正 後

正前

(課及び内部組織の設置)

に同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。) を置く。

	管理係・国費係・給与管理係・用度係
審査課	審査係・出納係・指導検査室

(各課の分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 会計課

(1)略

(2) 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げ るもの

ア~ウ 略

工 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金 融機関及び収納代理郵便官署(以下「指定金融機 関等」という。) に関すること。

オ~ク 略

(3)略

審査課 略

(係等の分掌事務)

第4条 係等の分掌事務は、出納局長が定め、知事及び │第4条 係の分掌事務は、出納局長が定め、知事及び出 出納長に報告しなければならない。これを変更したと きも、また同様とする。

置く。

2~4 略

第2条 出納局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課 第2条 出納局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課 に当該右欄に掲げる係を置く。

会計課	管理係・国費係・給与管理係・用度係
審査課	審査係・出納係・指導決算係

(各課の分掌事務)

第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 会計課

(1)略

(2) 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げ るもの

ア~ウ 略

エ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理 金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に 関すること。

オ~ク 略

(3) 略

審査課 略

(係の分掌事務)

納長に報告しなければならない。これを変更したとき も、また同様とする。

(職制)

第5条 出納局並びに課及び係等に、それぞれその長を │第5条 出納局並びに課及び係に、それぞれその長を置 く。

2~4 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第43号

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県出納局事務決裁規則(昭和49年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する 同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場 合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移 動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に 対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」とい う。) が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別 表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目 に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加 える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。 以下「改正部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加条 等、別表の細目の表示並びに追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 常時知事又は出納長に代わって知事又は出納長の名において決裁することをいう。 (3) 略 (4) 委任決裁 知事又は出納長の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事又は出納長に代わって自己の名において決裁すること。 (5) 委任決裁権者 委任決裁することができる者をいう。 (6) 正当決裁権者 知事、出納長、専決権者又は委任決裁権者をいう。 (7) 略 (8) 略 (9) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)略 (2)専決 常時知事又は出納長に代わって決裁することをいう。 (3)略 (4) 正当決裁権者 知事、出納長又は専決権者をいう。 (5)略 (6)略 (7)略
(出納局長等の専決事項) 第6条 略 (出納局長等の委任決裁事項) 第7条 出納局長及び課長の委任決裁事項は、別表第5 に掲げるとおりとする。	(出納局長等の専決事項) 第6条 略

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁	战権者	第 1 順 位 者	第2順位者			
略						
		出納長の権限に属する				
課	長	事務にあっては、課長				
市木	tx	があらかじめ定める会				
		計員				
		知事の権限に属する事				
		務にあっては、課長補	主務係長			
		佐、課内室長又は参事				
略						

2 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

第9条 専決権者、委任決裁権者又は代決権者は、専決 委任決裁又は代決に係る事務が次の各号のいずれかに 該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処 理しなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは 専決、委任決裁又は代決をすることが適当でないと 認められるとき。

(類推による専決)

第10条 <u>別表第1から別表第5まで</u>に掲げられていない 事項については、当該事項の内容により専決すること が必要であり、かつ、適当であると認められる場合に は、これらの表に掲げられている事項から類推して専 決することができる。

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第11条 略

別表第1

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 1件2,000万円以上の支出負担行為(建設工事請負費の支出負担行為を除く。)の事前承認

(5の2) 略

(5の3) 1件5,000万円以上の支出(報酬、給料、 職員手当等、共済費、恩給・退職年金及び建設工事 請負費の支出並びに同一会計内の振替え、他の会計 (代決)

第7条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁	権者	第 1 順 位 者	第2順位者
略			
課	長	出納長の権限に属する 事務にあっては、課長 があらかじめ定める会 計員	
		知事の権限に属する事 務にあっては、課長補 佐又は参事	主務係長
略	,		

2 略

(専決又は代決に係る事務処理の制限)

第8条 専決権者又は代決権者は、専決又は代決に係る 事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、 上司の指揮を受けて処理しなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは 専決し、又は代決することが適当でないと認められ るとき。

(類推による専決)

第9条 <u>別表第2から別表第4まで</u>に掲げられていない 事項については、当該事項の内容により専決すること が必要であり、かつ、適当であると認められる場合に は、これらの表に掲げられている事項から類推して専 決することができる。

(出納長の職務を代理する上席の出納員) 第10条 略

別表第1

出納長の決裁事項

(1)~(4) 略

(5) 1件1,000万円以上の支出負担行為(建設工事請負費の支出負担行為を除く。)の事前承認

(5の2) 略

(5の3) 1件2,000万円以上の支出(報酬、給料、 職員手当等、共済費、恩給・退職年金及び建設工事 請負費の支出並びに同一会計内の振替え、他の会計 への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための 支出(以下「義務経費等の支出」という。)を除く。)

- (6)及び(7)略
- 融機関及び収納代理郵便官署の会計検査の実施
- (9)~(12) 略

別表第2

副出納長の専決事項

- (1)及び(2)略
- (3) 1件1,000万円以上2,000万円未満の支出負担行 為(建設工事請負費の支出負担行為を除く。)の事 前承認
- (4) 略
- (5) 1件2,000万円以上5,000万円未満の支出(義務 経費等の支出を除く。)
- (6) 1件の見積価格2,000万円以上の物品の出納

別表第3

出納局長及び課長の専決事項

区分	出納局長専決事項	課長専決事項
共通	1 ~ 15 略	1~6 略
	16 重要な告示、公	7 軽易な告示、公
	告その他の公文書	告その他の公文書
		の公表
	17 重要な通達、申	8 軽易な通達、申
	請、進達、副申、	請、進達、副申、
	通知、照会、回答、	通知、照会、回答、
	報告、依頼、送付	報告、依頼、送付
	又は督促のうち知	又は督促のうち知
	事又は出納長の名	事又は出納長の名
	において処理する	において処理する
	ことが適当なもの	ことが適当なもの
	<u>18</u> 略	<u>9</u> 略
	<u>19</u> 略	
		10 略
	20 略	
	21 行政手続法(平	
	成5年法律第88号)	
	に規定する知事の	
	権限に属する事務	
	のうち次に掲げる	13 略
	<u> </u>	<u>14</u> 略
	(1) 同法第5条	
	第1項の規定に	
	よる審査基準の	
	<u>設定</u>	

への繰入れ及び歳入歳出外現金への繰入れのための 支出(以下「義務経費等の支出」という。)を除く。)

- (6)及び(7)略
- (8) 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金 (8) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理 金融機関の会計検査の実施
 - (9)~(12) 略

別表第2

副出納長の専決事項

- (1)及び(2)略
- (3) 1件500万円以上1,000万円未満の支出負担行為 (建設工事請負費の支出負担行為を除く。)の事前 承認
- (4) 略
- (5) 1件1,000万円以上2,000万円未満の支出(義務 経費等の支出を除く。)
- (6) 1件の見積価格500万円以上の物品の出納

別表第3

出納局長及び課長の専決事項

区分	出納局長専決事項	課長専決事項
共通	1 ~ 15 略	1~6 略
	 <u>16</u> 重要な通達、申	7 軽易な通達、申
	請、進達、副申、	請、進達、副申、
	通知、照会、回答、	通知、照会、回答、
	報告 <u>及び催告</u>	報告又は催告
	17 略	8 略
	18 略	9 軽易な会議の開
	19 重要な会議の開	<u>催</u>
	<u>催</u>	10 略
	20 略	11 行政処分に係る
	21 行政処分に係る	弁明の機会の供与
	聴聞の実施	及び意見の聴取
		12 略
		13 略
		14 略
		15 略

	17%10 1 37100日 並雇日	//g -1/ /	<u> </u>	TIX	()/ // ()	
	(2) 同法第6条	1	I			I
	<u>(2)</u> <u>同次第 0宗</u> の規定による標					
	準処理期間の設					
	定					
	(3) 同法第10条					
	<u>(3)</u> <u>同次第10宗</u> の規定による申					
	請者以外の者か					
	<u>調査以外の有が</u> らの意見の聴取					
	(4) 同法第12条					
	第1項の規定に					
	よる処分基準の					
	設定					
	(5) 同法第13条					
	第1項第1号の					
	規定による聴聞					
	の実施					
	(6) 同法第13条					
	第1項第2号の					
	規定による弁明					
	の機会の付与					
	22 鳥取県行政手続					
	条例(平成6年鳥					
	取県条例第34号)					
	に規定する知事の					
	権限に属する事務					
	のうち次に掲げる					
	<u>もの</u>					
	(1) 同条例第5					
	条第 1 項の規定					
	による審査基準					
	<u>の設定</u>					
	(2) 同条例第6					
	条の規定による					
	標準処理期間の					
	 設定					
	(3) 同条例第10					
	 条の規定による					
	申請者以外の者					
	からの意見の聴					
	取					
	 (4) 同条例第12					
	条第1項の規定					
	による処分基準					
	の設定					
	(5) 同条例第13					
	条第1項第1号					
	の規定による聴					
	聞の実施					
	(6) 同条例第13					
I ''		ı				

			-		<u> </u>	
	条第1項第2号					
	の規定による弁					
	明の機会の付与					
	(7) 同条例第35					
	<u>(</u>					
	複数の者に対す					
	る行政指導に共					
	通してその内容					
	となる事項の設					
	定 定				00 m/z	
	23 略				<u>22</u> 略	
会計課	1 略	1 出納長の権限に		会計課	1 略	1 出納長の権限に
	2 地方自治法施行				2 地方自治法施行	
	令第168条第 9 項				令第168条第 9 項	
	の規定による指定				の規定による指定	
	代理金融機関、収	価格2,000万円			代理金融機関 <u>若し</u>	
	納代理金融機関若	未満の物品の出			_くは収納代理金融_	満の物品の出納
	しくは収納代理郵	納			機関の指定又はそ	
	<u>便官署</u> の指定又は	(2) 1 件 <u>2,000</u>			の取消しについて	(2) 1件 <u>500万</u>
	その取消しについ	万円未満の物品			の指定金融機関か	円未満の物品に
	ての指定金融機関	に係る支出負担			らの意見の聴取	係る支出負担行
	からの意見の聴取	行為の事前承認				為の事前承認
	3~7 略	(3)~(6) 略			3~7 略	(3)~(6) 略
	8 1件2,000万円	2 略			8 1件500万円以	2 略
	 以上の支出負担行	3 知事の権限に属			 上の支出負担行為	3 知事の権限に属
	為	する事務のうち次				する事務のうち次
	9 ~12 略	に掲げるもの(出			 9 ~ 12 略	に掲げるもの(出
		納局に係るものに				納局に係るものに
		限る。)				限る。)
		(1) 1件2,000				(1) 1件500万
		万円未満の支出				円未満の支出の
		の負担行為				負担行為
		(2) 1件1,000				(2) 1件200万
		万円以上の支出				円以上の支出命
		命令				<u>11</u> 以工の文田師 令
		ー マー (3)~(14) 略				マ (3)~(14) 略
		4 略				4 略
		* 				* 哈 5 鳥取県用品調達
		等集中管理事業事				等集中管理事業事
		務取扱規程(昭和				務取扱規程(昭和
		40年内訓第5号)				40年8月内訓第5
		に基づく知事の権				号)に基づく知事の
		限のうち第4条の				権限のうち第4条
		規定による用品の				の規定による用品
		交付単価の決定				の交付単価の決定
審査課	1 略	1 出納長の権限に		審査課	1 略	1 出納長の権限に
		属する事務のうち				属する事務のうち
		次に掲げるもの				次に掲げるもの

1		(3) 1 件 <u>1,000</u>
		万円未満の支出
		負担行為(建設
		工事請負費及び
		物品に係るもの
		を除く。) の事
		前承認
		(4)及び(5)略
		(6) 1 件30万円
		以上2,000万円
		未満の支出 (義
		務経費等及び食
		糧費の支出を除
		<。)
		(7) 1 件10万円
		以上2,000万円
		未満の食糧費の
		支出
		(8)~(10)略
		2 略
1		

(3) 1件500万 円未満の支出負 担行為(建設工 事請負費及び物 品に係るものを 除く。) の事前 承認 (4)及び(5)略 (6) 1件30万円 以上1,000万円 未満の支出(義 務経費等及び食 糧費の支出を除 **(**。) (**7**) **1**件10万円 以上1,000万円 未満の食糧費の 支出 (8)~(10)略

備考 略

別表第4

課長補佐、主幹及び係長の専決事項

区分	課長補佐専決事項	主幹及び係長専決事項
共通	1 1件50万円未満	略
	の歳入金の事後調	
	定	
	2 1 件 <u>1,000万円</u>	
	未満の支出命令	
略		

備考 略

別表第4

課長補佐及び係長の専決事項

区分	課長補佐専決事項	係長専決事項
共通	1 1件50万円未満	略
	の歳入金の事後調	
	定	
	2 1件200万円未	
	満の支出命令	
略		

第2条 鳥取県出納局事務決裁規則の一部を次のように改正する。 別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5

出納局長及び課長の委任決裁事項

区分	出納局長委任決裁事項	課長委任決裁事項			
共 通	1 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県 条例第3号)に規定する知事の権限に属する 事務のうち次に掲げるもの (1) 同条例第6条の規定による個人情報取 扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (2) 同条例第14条の規定による個人情報の 開示請求に対する決定、不存在通知及び期	1 軽易な通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち知事又は出納長の名において処理することが適当なもの以外のもの 2 軽易な会議の開催			

間の延長

- (3) 同条例第23条第1項及び第2項の規定 による個人情報の訂正請求に対する決定及 び期間の延長(特に重要なものを除く。)
- (4) 同条例第29条及び第30条第4項の規定 による個人情報の取扱いの是正の申出又は 再申出に対する処理(特に重要なものを除 く。)
- 2 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例 第2号)に規定する知事の権限に属する事務 のうち、同条例第7条の規定による公文書の 開示請求に対する決定並びに期間の延長及び 期間の延長の特例の決定で次に掲げるもの (特に重要なものを除く。)
 - ア 全部開示の決定に係るもの
 - イ 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、 知事が別に定める特定の非開示情報を非開 示とするものに係るもの
- 3 重要な通達、申請、進達、副申、通知、照 会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち 知事又は出納長の名において処理することが 適当なもの以外のもの
- 4 重要な会議の開催

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

28	平成13年 3 月30日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第39号